

いじめ防止基本方針

熊本県立八代工業高等学校
(全日制)

令和6年4月1日

目 次

はじめに	- 3 -
第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	- 4 -
1 いじめ防止等に関する本校の基本理念	- 4 -
2 本基本方針の内容	- 4 -
3 いじめの定義	- 4 -
4 いじめの理解	- 6 -
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	- 6 -
第 2 いじめの防止等の対策のための組織	- 9 -
1 組織の名称	- 9 -
2 組織の役割	- 9 -
3 構成員	- 10 -
4 委員会の開催時期	- 10 -
第 3 本校のいじめ防止等に関する取組み	- 10 -
1 いじめの未然防止の取組みと実施時期	- 10 -
2 いじめの早期発見の取組みと実施時期	- 11 -
3 いじめに対する措置	- 13 -
4 いじめの解消	- 13 -
5 いじめの調査及び認知	- 14 -
6 被害生徒及び保護者への対応	- 15 -
7 加害生徒及び保護者への対応	- 15 -
8 当該クラス等への対応	- 15 -
9 当該学年への対応	- 15 -
10 関係機関への報告及び相談	- 15 -
第 4 重大事態への対処	- 16 -
1 学校の設置者又は学校による調査	- 16 -
2 事実関係を明確にするための調査と留意点	- 18 -
3 その他留意事項	- 19 -
4 調査結果の提供及び報告	- 19 -
5 緊急支援チームの派遣について	- 20 -

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においてもどの生徒においても起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。

本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりに取り組んできた。いじめを把握した場合には、いじめられた生徒の安心と安全を第一に考えながら、いじめた生徒に対する適切な指導と併せて、一日も早い解決に努めてきた。しかしながら、例年いくつかのいじめが認知され、過去には関係した生徒が学校を中途退学するに至った事例もある。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安心・安全な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。本校のいじめ防止基本方針（以下、「本基本方針」という。）は、本校がいじめの問題の克服と解決に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条（学校いじめ防止基本方針）及び第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）を踏まえ、国、県、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下に同じ。）のための対策を総合的かつ効果的、組織的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等に関する本校の基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。したがって、本基本方針に掲げるいじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行うものとする。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめ防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民が十分に理解できるように進めるものとする。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものとする。

2 本基本方針の内容

本基本方針は、国、県、市町村、家庭その他の関係機関の連携により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された、組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組みを定めるものである。

なお、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、本基本方針に沿った対策の実現のために、本校、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組みとその点検、その実施状況の継続的な検証を行う。

おって、より実効性の高い取組みを維持するため、本基本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ

ているものをいう。

いじめは、社会性を身につける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどしていじめの確認をする。

ただし、このことは、いじめられた生徒の習慣を確認する際に、行為が起こった時のいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害者に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口等を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものではない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (オ) 金品をたかられる。
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることとする。

4 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるよう努めなければならない。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組みにとどまらず、子どもの将来に夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。（以下同じ。）

（１） いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のために、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけを行う。全て

の生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、生徒には様々な背景(障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒)がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめ防止等に対応することが求められる。

このため本校教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動、体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いに人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」、「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感充を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気づく力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、生徒がいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要で

ある。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。特に寮生活を送っている生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

このため、教員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他と生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、すべての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員としてお互いを尊重し、認めあう人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護期間等）との適切な連携が必要であり、日頃から、関係機関担当者との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会（並びに八代地区高等学校生徒指導連絡協議会）等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当っては必要に応

じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

第2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることなどにより、実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、組織を設置する。

なお、学校いじめ対策委員会を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

1 組織の名称

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の名称を「いじめ防止等対策委員会」とする。

2 本組織の役割

本組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核的な役割を担う。

(1) 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを行う役割

(2) 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(3) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

(ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

(イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

(ウ) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

3 構成員

法第22条においては「学校いじめ対策組織」は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされている。これに加え、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。ただし、情報の窓口を一元化するため、情報集約等に係る業務を担う担当者（以下、「情報集約担当者」という。）を最低1名置かなければならない。

以下に、本組織の構成員を示す。

- 管理職
- 外部専門家
- 生徒指導主事
- 情報集約担当者
- 教育相談部長
- 学年主任（1年・2年・3年）
- 工業科代表
- 養護教諭
- 人権教育担当者
- 生徒会担当者

ただし、ケースに応じて柔軟な組織にするため、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する事が出来るものとする。

4 本委員会の開催時期

定例会として以下に示す時期に、年に3回（学期毎）開催するものとする。

- 1学期… 7月下旬
- 2学期… 12月下旬
- 3学期… 3月下旬

第3 本校のいじめ防止等に関する取組み

1 いじめの未然防止の取組みと実施時期

以下に、いじめの未然防止として取り組む内容と実施時期を示す。

（1）教職員の生徒指導力向上

- ア 実施時期：通年
- イ 目的：教職員のいじめ防止等に関する全般的かつ専門的な生徒指導力の向上を図るため
- ウ 主担当者：生徒指導部
- エ 実施内容：定期購読している月刊生徒指導の記事等を教職員に配付する。
その上で、各学期末や年度末に、教職員の意識調査等のアンケートを実施し、教職員の意識の変容等について評価する。

（2）新入生に対するいじめ防止研修

- ア 実施時期：年度当初に実施する新入生オリエンテーション時
- イ 目的：学校生活における規律やルールを明確にすると同時に、いじめを発生させない学校風土の定着を図るため。

- ウ 主担当者：1 学年、教育相談、生徒指導部
- エ 実施内容：○生徒心得について（生徒指導部講話）

(3) 歓迎遠足

- ア 実施時期：4 月中旬
- イ 目 的：クラス並びに学科毎の団結と絆を深めることを目的として実施する。
- ウ 主担当者：生徒会、各科

(4) ソーシャル・スキル・トレーニング（S S T）

- ア 実施時期：通年
- イ 目 的：人間関係づくりの基本であるコミュニケーションスキルを学び、良好な人間関係を築く力を育てる
- ウ 主担当者：教育相談、学年部
- エ 実施内容：グループエンカウンター等

(5) ケータイ安全教室・いじめ防止講座

- ア 実施時期：4 月下旬または5 月上旬
- イ 目 的：携帯電話の正しい活用の仕方を学ぶと同時に、携帯電話による不法行為やSNS等を介して起きるいじめ等を未然に防止するため。
- ウ 主担当者：生徒指導部
- エ 実施内容：通信電話会社講師等による講座 ※全校生徒対象

(6) リーダー研修会

- ア 実施時期：6 月
- イ 目 的：生徒主体による部活動の健全な運営を期し実施する。
- ウ 主担当者：部活動推進委員会
- エ 実施内容：各部のキャプテンを対象に、救命措置訓練をはじめ、青少年自然の家でのオリエンテーションや各種研修を企画し、部員らをまとめるスキルを養う。

(7) いじめ防止標語等の募集

- ア 実施時期：6 月のいじめ根絶月間期間中
- イ 目 的：いじめ根絶のための取組み、これを言語化する過程をとおして、いじめは絶対に許されないという雰囲気を醸成し、いじめの防止、早期発見のための取組みとして実施する。
- ウ 主担当者：生徒会

2 いじめの早期発見の取組みと実施時期

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。教職員は、このことを強く認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的かつ計画的に対応し、いじめの積極的な認知に努めるものとする。

以下に、いじめの未然防止として取り組む内容と実施時期を具体的に示す。

(1) いじめアンケートを含む各種アンケート

ア 実施時期

- 1 学期「いじめアンケート（簡易版）」：6 月
- 2 学期前期「いじめアンケート（簡易版）」：10 月
- 2 学期後期「心のアンケート（県報告用）」：11 月
- 3 学期「いじめアンケート」：3 月 ※1、2 年生対象

イ 目 的：学級集団づくり、いじめ発見の糸口並びに取組み並びに検証及び評価の為の基礎資料、県への報告用として活用するため。

ウ 主担当者：生徒指導部、情報集約担当者

エ 実施内容

- (ア)「いじめアンケート（簡易版）」：心のアンケート簡易版を活用し実施する。
いじめの訴えや疑われる情報が得られた場合は、早急に事実関係を調査し、対応に当たるものとする。
- (イ)「心のアンケート」：県が作成するもので、いじめや学校生活、携帯電話等に関する詳細なアンケート

(2) 個人面談

ア 実施時期：各学期初旬に実施

イ 目 的：生徒理解（学習状況、生活状況、悩み・困り等の把握）のため

ウ 主担当者：各学年主任、各工業科

エ 実施内容：担任以外の教職員を割り当て、全校生徒に対して実施する。

(3) 子どものサイン発見チェックリスト（家庭・保護者向け）

ア 実施時期：各学期末1回（通知表と一緒に配付）

イ 目 的：保護者からの視線で、生徒の悩みや困り、SOSに気づく為の取組みとして実施する。

ウ 主担当者：生徒指導部、各学年主任

エ 実施内容：「子どものサインチェックリスト」を保護者に配付し、家庭からの情報収集に努める。

(4) 学校安心メールを活用した情報発信

ア 実施時期：適宜

イ 目 的：いじめの防止、早期発見に係る情報提供や啓発を実施するため。

ウ 主担当者：生徒指導部、関係部署

エ 実施内容：学校メールを活用し、いじめの問題の解決を含む教育活動全般に関する情報発信に努める。

(5) 相談窓口の周知案内

ア 実施時期：各学期初旬

イ 目 的：学校関係者に相談を持ちかけることが難しいと感じる生徒へ周知するために実施する。

ウ 主担当者：生徒指導部、教育相談部

エ 実施内容：国が周知する「24時間いじめ相談ダイヤル（なやみ言おう）」をはじめとする各関係機関の相談窓口について、生徒指導だより等を活用し、紹介・周知・案内に努める。

(6) スクールサイン導入の周知徹底

ア 実施時期：4月中旬

イ 目的：いじめの早期発見

ウ 主担当者：生徒指導部

エ 実施内容：QRコードをもとにスマートフォンにアプリを登録し、テスト配信まで行う。いつでもスクールサインが使える状況を作る。

3 いじめに対する措置

- (1) 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事案があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告され、組織的対応が行われることは、同項の規定に沿うものである。よって、学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えなければならない。
- (2) 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない。
- (3) 「学校いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。
- (4) いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (5) 学校は、必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請することとし、派遣された緊急支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定める「いじめ問題等緊急支援員の活動体制について、平素から理解を深めておくものとする。
- (6) 学校は、重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会などの機会を利用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させるものとする。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

イ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

ウ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

イ 特に、寮生活を送っている児童生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎ「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「学校いじめ対策組織」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

5 いじめの調査及び認知

いじめと疑われる情報が得られた場合は、まず生徒指導部が指揮をとり、関係職員と連携して以下の点について関係者から事情聴取を行い、事実の調査・確認を行う。

ア 被害生徒の特定及び被害状況の調査と事実確認

イ 加害生徒及び関係する生徒の特定

ウ 該当クラス等への事情聴取、被害（加害）状況の裏付け
エ 双方の家庭環境等

状況に応じ適時、「いじめ防止等対策委員会」を招集し、得られた情報から法に定めるいじめとして認知するか否かを審議する。さらに、いじめと認定した場合、これ以後の対応についての基本方針を定める。

6 被害生徒及び保護者への対応

原則として、確実な事実確認を経て、第一報を行うものとする。

ただし、得られた情報から、目撃情報等を含み信憑性が極めて高く、かつ緊急性並びに重大性が認められると判断される場合には、状況を総合的に判断し、加害生徒側の肯定自供や全容解明を待たずに、不確定要素がある旨も含み、第一報を行う。（関連して、重大事案への対処を参照）

その後も、きめ細やかに状況の報告等を行いながら、解決に向けた誠意ある対応に尽力する。

7 加害生徒及び保護者への対応

加害生徒への事情聴取をした日に、是認否認を問わず、原則として学校に召喚し直接、事情聴取の理由並びに内容を報告する。その上で、状況に応じて、自宅待機や教室への入室制限等の指示を行う。

その後も、きめ細やかに状況の報告等を行いながら、解決に向けた対応に尽力する。

8 当該クラス等への対応

必要に応じて、いじめの内容を明らかにするためにアンケートや聞き取り調査を実施し、事実確認のための情報を積極的に収集する。

また、被害生徒と加害生徒だけの問題として捉えず、クラス全体の雰囲気や観衆者、傍観者としての責任を問いながら解決に向けての指導に尽力する。

9 当該学年への対応

被害者、加害者等、関係生徒がクラスや他の所属をまたがっているような場合を含み、状況に応じて学年全体、若しくは当該所属集団全体の課題として指導する機会を設ける。具体的には、緊急集会やアンケート、その他状況に応じて考えられる手法を用いるものとする。

10 関係機関への報告及び相談

必要な機関への報告及び相談を行う。県への報告については、学校長が電話での第一報を行い、文書にて学校設置者（教育委員会）への報告を行う。また、警察への相談に関しても消極的にならず、少年課等の担当者に対応の助言を求めるという趣旨で相談する。日頃から生徒指導部を中心に警察担当者との信頼関係を構築しておくことが求められる。

その他、必要に応じて医療的機関を含む専門機関や行政と連携し、適切な対応に尽力する。

第4 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

ア 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な障害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて、知事へ事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校の設置者が主体となって行う場合（教育委員会規則で定

めるもの)と学校が主体となつて行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(ア) 学校の設置者が調査主体となる場合（教育委員会規則で定めるものとする。）

調査において、学校の設置者が調査主体となつて行う場合は、法第14条第3項の県教育委員会に設置される附属機関（「審議会」）が調査を行う。

(イ) 学校が調査主体となる場合

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。私立学校においては、調査を行うための組織を重大事態発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠ける恐れがあるため、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要な応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

2 事実関係を明確にするための調査と留意点

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指している。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

（ア）いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて学校の設置者が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

（イ）いじめられた生徒からの聴き取りが困難な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

3 その他留意事項

重大事態については、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、学校の設置者及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、教育委員会は、学校安全に係る危機管理の専門性を有し、キーパーソンとなる人材の育成に努め、自死事案等の重大事態が発生した際は、当該学校に対する指導助言が適切に行われるよう必要な支援を行うものとする。さらに、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

4 調査結果の提供及び報告

- (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、当該学校の設置者は情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応が必要である。

- (2) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

(3) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

(ア) 再調査

報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「熊本県いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）において行う。

再調査についても、学校等による調査同様、調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

5 緊急支援チームの派遣について

発生した重大事態等に関して、学校だけでは解決が困難な事案に緊急に対応する必要があるときは、県教育委員会に対して、外部の専門家からなる支援チームを要請するものとする。

初版（平成26年度第一版）	平成26年3月20日策定（Ver.2.2）
（平成26年度第二版）	平成26年7月1日改訂（Ver.2.5）
（平成27年度版）	平成27年4月3日改訂（Ver.2.6）
（平成28年度版）	平成28年3月28日改訂（Ver.3.0）
（平成29年度版）	平成29年4月7日改訂（Ver.4.0）
（平成30年度版）	平成30年4月6日改訂（Ver.5.0）
（平成31年度（2019年度）版）	平成31年（2019年）4月5日改訂（Ver.6.0）
（令和2年度版）	令和2年4月6日改訂（Ver.7.0）
（令和3年度版）	令和3年4月1日改訂（Ver.8.0）
（令和4年度版）	令和4年4月1日改訂（Ver.9.0）
（令和5年度版）	令和5年3月24日改訂（Ver.10.0）
（令和6年度版）	令和5年3月22日改定（Ver.11.0）

熊本県立八代工業高等学校
いじめ防止等対策委員会